

「EEA個人データの開示等」についてのご案内

EEA個人データとは、体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、当社が、ご本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じることができる権限を有するものを指します。

- (1) EEA個人データの開示
当社は、ご本人またはその代理人からEEA個人データの開示を求められたときは、原則として遅滞なく、当該EEA個人データを開示します。また、ご本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨をお知らせします。ただし、開示することによって次のa)～c)のいずれかに該当する場合は、開示できませんが、その際は、ご本人またはその代理人に遅滞なくその旨を通知し、理由を説明します。
 - a) ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - c) 法令に違反することとなる場合
- (2) EEA個人データの訂正、追加又は削除
当社は、開示の結果、事実でないという理由によって当該EEA個人データの訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該EEA個人データの訂正などを行うとともに、訂正などを行った後に、ご本人またはその代理人に対し、遅滞なく、その旨(訂正などの内容を含む。)を通知します。
- (3) EEA個人データの利用又は提供の拒否権
当社は、ご本人またはその代理人から当該EEA個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められた場合は、これに応じます。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨をご本人またはその代理人に通知します。ただし、(1)でご案内のa)～c)のいずれかに該当する場合は、応じることはできませんが、そのときは、ご本人またはその代理人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明します。
- (4) 当社は、本人またはその代理人による、利用目的の通知または自己に関する個人情報の開示・訂正・利用の停止等の求めに応じる手続きを次のア～カのとおり、原則として遅滞なく対応いたします。

ア. 請求方法

請求書に所定事項を全て記載の上、ご本人またはその代理人の確認のための書類を同封し、ウの申出先までご郵送下さい。

イ. 請求書の配布

請求書は弊社Webサイト(http://www.noe-j.co.jp/info/privacy_2.html)からファイルをダウンロードできます。
また、請求書用紙を郵送またはFax等により入手を希望される場合は、下記までお問合せ下さい。

お問い合わせ先

株式会社エヌオーイー
経営企画部
TEL:03-6458-6290

ウ. 請求書送付先

〒135-0041 東京都江東区枝川1-9-4 住友不動産豊洲TKビル5階
株式会社エヌオーイー 経営企画部

エ. ご本人確認のための書類

ご本人またはその代理人を確認できるものとして、当社の指定する下記の書類を添付願います。

- ・免許証・パスポート等の公的証明書の写し(本人・代理人共)
- ・ご本人の実印を押印した委任状(代理人による請求の場合)
- ・ご本人の実印の印鑑証明(代理人による請求の場合)

オ. 手数料等

請求毎に別項1の手数料・郵送料が必要となります。

カ. 通知の方法

通知は原則として書面によって行います。

但し、ご本人または代理人より予め同意した合理的な方法があるときは、当該方法によるものいたします。

- (5) 当社は、前項のご案内にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、該当請求に係る個人情報の全部または一部について開示・訂正等を行わないことがあります。開示・訂正等を行わないことを決定した場合は、その旨、理由をお知らせいたします。なお、この場合についても所定の手数料を頂きます。
 - キ. 請求書に記載されている住所等がご本人確認のための書類に記載されている内容と一致しない等で、ご本人が確認できない場合
 - ク. 代理人による請求に際して、代理権が確認できない場合
 - ケ. 所定の請求書に不備があった場合
 - コ. 開示の求めの対象が明確でないか、当社が定めた項目に該当しない場合

別項1 開示等の求めに関する手数料について

- (1) 開示等の求めに関する手数料は、請求毎に800円(税抜き)とします。
- (2) 手数料と併せ、郵送料を申し受けます。

尚 事案により当社で判断させていただきます。